

民間素材生産事業者による森林経営計画の作成－兵庫県宍粟市の事例－ Development of forest management plans by private logging companies -Case study of Shiso city, Hyogo Prefecture-

田中直^{*1}

Wataru TANAKA^{*1}

* 1 森林総合研究所

Forestry and Forest Products Research Institute., Tsukuba, Ibaraki 305-8687

要旨：2012年度から開始された森林経営計画制度を通じて、全国各地で森林組合や林業事業体など森林経営の受託者による素材生産が行われるようになった。本研究では、兵庫県宍粟市内で森林経営計画を作成した民間素材生産事業者のうち3者に対する聞き取りから、各事業者が計画制度の変革期に際してどのような対応を図り、事業体の経営と地域の森林整備の展望をどのように描いているか実態を明らかにするとともに、そこで浮上した課題を整理することを目的とする。事例に取り上げた3者とも属地計画として1または2林班を対象に計画を作成し、うち2者は小規模で複数の森林所有者から経営を受託していた。上記2者においては計画作成担当者が森林施業プランナー育成研修を受講し、既に施業実績のある林班から開始したことによって比較的円滑に計画が作成できていた。また、2014年度から新たに加えられた区域計画の制度については、計画作成の難易度が低下して実行可能性が高まる評価する一方、一体的なまとまりを持って森林を整備するという当初の目的からは後退しているとして課題が指摘された。

キーワード：民間素材生産事業者、森林経営計画、兵庫県、宍粟市

Abstract: Via the forest management plan system started in 2012, logging by trustees of forest management, such as forestry owners' cooperatives and private logging companies, has proceeded nationwide. In this study, I conducted an interview survey of three private logging companies that developed forest management plans in Shiso City, Hyogo Prefecture. The objectives of this study were 1) identifying how the logging companies dealt with the change of planning system and prospective management of their companies and forests in each region and 2) summarizing the issues emerging from that situation. Three companies developed location-based forest management plans and the two of three were given management in trust by small scale forest owners. Planners employed by the two companies received a training course for "Forest Management Planners" and started to develop plans for forest areas where they already had some contacts. Planners were able to smoothly develop forest management plans under these conditions. A new scheme that revises the area requirement has been added to the forest management plan system in 2014. They judged that the new scheme reduces the difficulty of planning and increases their capability. However, they pointed out that the new scheme makes it more difficult to uniformly manage forests.

Keywords: private logging companies, forest management plan, Hyogo Prefecture, Shiso City

I はじめに

2012年度より従前の森林施業計画制度が改められ、新たに森林経営計画制度が開始された。新しい計画制度の特徴は、森林所有者又は森林経営の委託を受けた者が一定の面的なまとまりをもった森林を対象に計画を作成することである（3）。つまり、比較的大きな単位の森林を効率的に整備し、まとめて木材を供給することが計画の目的の一つとされている。

「一定の面的なまとまりをもった」と示される面積に関して、森林経営計画制度への移行によって要件は大き

く変化した。具体的には、森林経営計画では属地計画として、林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模の森林を計画の対象とすることが求められることとなった。一方、100ha以上の森林を所有するものが属人計画として単独で作成することも可能となっている。

しかし、これらの要件に対して、属人計画を作成することができない森林保有規模100ha未満の中小規模林家層の生産意欲が低減するという批判が佐藤から出されている（4）。あるいは、林班の2分の1以上の面積に関

わる森林所有者から同意を得る必要があり、経営を受託しようとする事業体における手続きの繁雑化も指摘される（1）。そういった指摘の起きる中、2014年度からは市町村が定める一定の区域（複数林班に及ぶ）内で30ha以上をまとめることで作成できる区域計画が属地計画の一部として設けられた。

II 研究の目的と対象

本研究では、兵庫県宍粟市内で森林経営計画を作成した民間素材生産事業者のうち3者に対する聞き取りから、各事業者が計画制度の変革期に際してどのような対応を図り、事業体の経営と地域の森林整備の展望をどのように描いているか実態を明らかにするとともに、そこで浮上した課題を整理することを目的とする。宍粟市は従前から民間素材生産事業者による森林施業計画の作成及び経営受託などが進展しており、制度の変革期における対応を捉えるのに適している（2）。

本稿では、民間素材生産事業者を森林組合や生産森林組合、共有林等以外の会社組織あるいは個人で素材生産を行っている者とする。森林組合と比較して小規模な体制の民間素材生産事業者を取り上げるのは、計画作成において森林所有者からの経営委託をどのように取り付けたか、繁雑な手続きをどのように処理したかを明らかにすることで、同時に森林経営計画制度の課題の一部もより鮮明になると考えるためである。

III 結果

1. 宍粟市 まず、宍粟市における森林経営計画の概況から述べる。調査時点（2014年8月）での森林経営作成状況は表-1のとおりである。全体では42件、3,039haがこれまでに認定されている。このうち民間素材生産事業者の単独による計画は11件、787haであり、事業者数は6となっている。共同による計画作成、認定に関しては、7件のうち森林組合が関わるもののが4件、その他民間素材生産事業者が関わるものなどがあった。属人計画は共有林によるもの1件のみで、他は属地計画として認定されている。ここまで森林経営計画制度の導入に関して市の担当者は、林業事業体が受託した森林において一定の方針の下に管理経営できるようになり、林業経営として一つの形をなしていると評価している。

2014年度から区域計画制度が導入されたが、宍粟市ではそれに関わる申請はまだ見られず、また当面は区域計画制度を利用した計画申請はないものと見込まれる。というのも、宍粟市の担当者の話によれば、市の方針としてできる限り林班を単位として計画を作成するよう事業

者に通達しているためである。区域計画制度導入に消極的な理由として、林班単位で計画を立てる方が林業経営としてまとまりがあって合理性があると考えられる事、区域計画として範囲を拡げてしまうと旧来の施業計画に逆戻りてしまい、新しい制度が有名無実化してしまう恐れがあることが指摘された。

以下、聞き取り調査を実施した3事業者について述べる。表-1の実績において、2者（A、B）は単独で作成申請しているため民間、残りの1者Cは森林組合に申請を依頼したために森林組合に含まれている。

2. 事業者A 現在の従業員は現場作業担当6名、事務担当2名である。主要事業は森林経営計画の作成とそれに基づく搬出間伐、並びに国有林における素材生産である。年間の素材生産量は2013年で10,000m³弱である。

森林経営計画作成の取りかかりは、以前から施業受託契約を結んでいた森林所有者のうち1名から別の所有林に関する経営委託を持ちかけられたことから始まった。その林地で林班計画を作成するには、林班面積の2分の1以上をまとめが必要があるため、周囲の森林所有者を取り込む必要が生じた。そこで、周囲の森林所有者を把握するために森林簿データを入手することから開始し、県へ申請して森林簿を確認することになった。そこから、林班全体で16名の所有者がいることが判明し、全員に対して2012年12月から2ヶ月がかりで経営委託を依頼して回ったところ、結果的に8名の所有者から同意を得ることができた。面積に関して、林班合計93haのうち計画対象面積（受託面積）は47haとようやく過半を超える。ここでは3年間計画で搬出間伐を予定している。

2件目の計画は2014年の第一四半期に所有者8名の林地（1件目の計画地と近傍）において作成した。ここでは5名の所有者から受託することができ、林班面積31haのうち19haに関して計画を作成した。

経営委託に関する森林所有者への説明に関して、当初は経営主と事務担当者1名が関与していた。事務担当者は森林施業プランナー育成研修を受講しており、ある程度の準備を積んでいた。そのため、所有者への応対は比較的スムーズにできたと感じている。1件目の計画作成に関しては経営主も関与したが、2件目以降は事務担当者に全面的に任せたようになった。

森林経営計画制度の開始、すなわち林班を単位とした計画制度の導入に関して、基本的には評価している。一体的なまとまりのある森林を経営受託することで、施業の効率が格段に上昇すると考えるためである。また、計画作成の手間にに関して当初は大いに負担に感じていたものの、2件目以降はそれほど大きく感じなくなっている。

一方、区域計画制度の導入に関してはあまり評価していない。区域計画制度が認められれば放置される森林はそのままの状況が続くこととなり、従前から変化しないと考えられるためである。したがって、地域林業の健全な発展を念頭にしながら、今後とも林班計画を基本として、個人有林の経営受託を進めていく方針である。森林經營計画を作成した森林からの素材生産量は現時点で約2,000 m³/年であるが、これを5,000 m³/年とすることが一つの目安である。

3. 事業者B 現在の従業員は経営主を含めて現場作業担当が主の4名である。主要事業は自己保有林を含む個人有林における森林經營計画の作成とそれに基づく搬出間伐である。2013年の素材生産量は3,200 m³であった。

2011年度以前は自己保有林を中心に森林施業計画を作成し、そこで作業道開設と搬出間伐を実施していた。しかし、森林經營計画制度への変更によって急いで対応を迫られることとなった。なぜなら、属人計画を作成するに足りる面積を経営主が保有せず、また従来の計画では林班の2分の1以上の面積を対象としていたわけではなかったためである。

そこで2012年度前半では、森林經營計画制度に関する県による説明会に参加し、制度を理解すること、および対応方針を練ることに努めた。同年度後半からは計画を作成するべく、森林所有者から經營受託の同意を得るために働いた。具体的には、森林經營計画制度の概要説明と經營委託依頼に関する文書を作成し、在村の所有者には直接手渡し、不在村の所有者には返信ハガキを同封して郵送した。所有者不明の森林に関しては、法務局において土地台帳を調べることによって把握した。

1件目の計画は、既に森林施業計画を作成した実績のある林班から着手した。この林班には自己保有林15haを含む他、以前にも經營委託を働きかけた森林所有者がいるため、他の林班に比べて比較的まとめやすいと考えていた。全所有者36名のうち、19名から經營委託の同意が得られた一方、残りの17名は同意を得られないかまたは所在が不明であった。ただし、後者は比較的小規模な所有者が多かった。その結果、面積としては林班合計53haのうち47haを計画対象として設定することが出来た。森林所有者への働きかけは經營主が担当し、計画の図面作成など実務面では、准フォレスター研修と森林施業プランナー育成研修を受講している従業員が担当して役割分担している。

2013年度には上記林班に隣接し、同様に森林施業計画作成の実績のある林班において2件目の計画を作成した。この2件の計画作成について經營主は、施業計画に

基づく施業の実績があったこと、また地元で伝手を辿ることがある程度可能だったことを成功の理由として挙げている。

現段階では、さらに4件の計画作成を計画しているが、最終的には10件まで作成したいと考えている。10件の經營計画、約500haの一定のまとまった森林において効率的な施業が実現すれば、事業体としての經營も相当に安定するものと見込んでいる。

4. 事業者C 事業者Cは經營主が5年前に起業し、請負による素材生産を単独でこれまで行ってきた。事業開始当初は親類の所有する森林を手がけていたが、現在は自宅の所在する集落の後背に位置する森林での作業道開設と搬出間伐が主要事業となっている。2013年の年間素材生産量は約1,700 m³であった。

森林經營計画の作成を検討し始めたのは2013年春からである。元々自宅の後背に位置する森林では、約130haを所有する専業林家によって林業經營が展開されていた。しかし、加齢による引退意向と後継者確保難があつたことから、森林經營計画の作成と經營受託の話を持ちかけた。そして、比較的円滑にその打診が受け入れられ、上記森林を中心とする林班の森林經營計画を作成するに至ったという経緯である。計画の作成と申請に関して、經營主自身で不可能ではなかつたが、その業務に慣れている森林組合に依頼することとした。經營主自身は、現場作業に専任した方が經營効率がよいと判断したためである。森林組合は手数料収入を上げることができ、一方で經營主は繁雑な事務作業から解放されるというように両者にとってメリットがあつたと考えている。

計画の全体面積は84ha、このうち専業林家の保有分65ha、地区の生産森林組合の保有分19haとなっている。専業林家が保有する130haのうち残りの半分は、後から計画に追加する予定である。今後、新たに別の場所で森林經營計画を作成する予定は現時点では無い。自身の年齢を考えると5年間程度、65歳までを經營の一つの目途と考えているためである。

計画制度変更の影響に関して、大きな不都合はなく比較的円滑に対応が出来たと考えている。それは、まとまりのある森林を所有する者から円滑に經營を受託できる環境にあつたという要因が極めて大きい。

IV まとめと考察

調査した3事業者における森林經營計画に対する取り組みと評価等とについてまとめたものが表-2である。計画作成の担当部分に関して、Aのみ森林所有者への働きかけから作成実務まで一貫して実行する従業員が

いるが、BとCにおいては、役割を分担している。特にCにおいては、作成実務に関して森林組合へ外注している状況である。ここからは、小規模事業者の人的資源制約下で森林経営計画を作成申請することが容易ではない状況がうかがえる。作成時のハードルに関して、林班面積の2分の1以上という要件から、所有者の把握と不在村所有者までへの働きかけが多くの場合で避けられず、その一連の流れを抵抗と感じていることが明らかになった。しかし、最初の計画にかかる労力が最も大きいものの、2件目以降はその抵抗も薄れたという話も聞かれた。このように計画作成に必要な人的資源と経験の積み重ねは各事業者にとって貴重なものと考えられる。

今後の展望としては、A、Bにおいて森林経営計画の作成と経営受託の実績を伸ばし、Cにおいて計画内で認定面積を追加するというように拡大が期待される。いずれの事業者においても森林経営計画内での施業が今後の経営の柱となっていくものと認識されていた。

また、今回の調査の結果、次の問題が明らかになった。計画を作成する事業者の立場では、2分の1以上の面積をまとめなければならない林班計画よりも区域計画で30ha以上の面積をまとめる方が一般的には容易と考えられる。しかし、区域計画の一面において、地域の森林

を一体的に整備していくという理念が犠牲になっていると宍粟市やAは指摘する。つまり、計画作成の難易度と「一体的な施業」理念との間にトレードオフの関係が見られる。この関係をどのようにうまく消化していくかは、地域内の事業体や森林所有構造に大きく依存するものと考えられる。しかし、区域計画制度導入後間が無いため、現段階でこの是非を十分に論じることは難しい。よって、本研究対象地に限らず、各地の実態を今後とも把握しながら、議論していく必要がある。

引用文献

- (1) 秋山孝臣 (2013) 日本の木材需給と森林・林業再生の課題. 農林金融 **66(6)** : 34-50
- (2) 堀靖人 (2013) 兵庫県山崎町～素材生産事業体による事業量確保のための活用～. 「日本型森林直接支払に向けて」 (佐藤宣子編). 日本林業調査会, 東京 : 125-141
- (3) 林野庁 (2014) 平成25年度森林・林業白書. 全国林業改良普及協会, 東京 : 300pp
- (4) 佐藤宣子 (2011) 小規模所有者排除の「森林経営計画」の問題. 林業経済 **63(11)** : 22-26

表-1. 宍粟市内の森林経営計画作成状況
Table 1 Development of forest management plans in Shiso-city

森林組合	生産森林組合・ 共有林		民間		共同		合計	
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
2012年度			10	911	4	346	1	121
2013年度	10	612	2	82	5	346	6	445
2014年度 (6月末時点)			2	81	2	95		4
計	10	612	14	1,074	11	787	7	566
							42	3,039

注:しそう森林組合は共同で4件の経営計画を作成している

資料:宍粟市林業振興課資料を基に筆者作成

表-2. 事業者による森林経営計画の評価
Table 2 Judgement for forest management plans by enterprises

	A	B	C
実績	2計画	2計画	1計画
森林所有者への働きかけ	経営主及び研修受講済みの従業員	経営主	経営主
担当	研修受講済みの従業員	研修受講済みの従業員	森林組合へ依頼
作成実務	面積要件	面積要件	人的資源の不足のため、手続き全般
作成時のハードル	所有者の把握 不在村所有者への働きかけ	所有者の把握 不在村所有者への働きかけ	人の資源の不足のため、手続き全般
今後の展望	経営受託林での生産量を2.5倍に増 (2,000 m ³ →5,000 m ³)	10林班(計画)まで拡張 経営の柱として安定化	現行計画において面積増加を予定 1林班(計画)で一段落
評価	効率的な作業道開設と生産が可能 区域計画導入には否定的評価	林班の一体化の整備により、生産効率 が向上	計画作成と事務手続きの作業が煩雑